

千葉県岩石採取計画認可申請書類作成要領

第1 申請書類

- 1 認可申請の際に提出すべき書類は次のとおりとする。
 - (1) 採取計画認可申請書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）様式第15）
 - (2) 目次
 - (3) 業者登録通知書の写し
 - (4) 誓約書（様式第1号）及び保証書（様式第1号の2）
 - (5) 隣接地同意書（様式第2号）の写し
 - (6) 使用土地目録（様式第3号）
 - (7) 土地の登記事項証明書
 - (8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し
 - (9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書・届出書の写し
 - (10) 岩石採取監督計画書（様式第4号）
 - (11) 岩石採取の方法等説明書（様式第5号）
 - (12) 災害防止方法等説明書（様式第6号）
 - (13) 製品搬出方法等説明書（様式第7号）
 - (14) 災害防止管理系統図
 - (15) 位置図
 - (16) 公図
 - (17) 見取図Ⅰ
 - (18) 見取図Ⅱ
 - (19) 実測平面図
 - (20) 実測縦断面図
 - (21) 実測横断面図
 - (22) 求積図
 - (23) フローシート
 - (24) 採取量計算書
 - (25) 埋戻土砂確保計画書（様式第8号）
 - (26) 埋戻土砂確保証明書（様式第9号）
 - (27) 貸借対照表（最近の決算にかかもの）
 - (28) 岩石採取における跡地整備に関する資金計画書（様式第10号）
 - (29) 廃止後の土地利用計画
 - (30) 使用重機類一覧表（様式第11号）
 - (31) その他特に指示するもの
- 2 変更認可申請の際に提出すべき書類は、採取計画の変更認可申請書（規則様式第16）に前記1の書面のうち採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付するものとする。

3 廃止届出の際に提出すべき書類は、次のとおりとする。

なお、「一部廃止」とは、認可された採取場の一部において採取を廃止し、採取場区域から除外することをいう。これに対し、採取場全域を廃止することを、全部廃止という。

- (1) 岩石採取休止・廃止届出書（規則様式第18）
- (2) 使用土地目録
- (3) 公図
- (4) 見取図Ⅱ
- (5) 求積図

4 提出部数は、正本1部及びその写しとする。

第2 編冊方法

第1の1に記載された順序でA4版に編冊するものとし、図面、表の類はおもてに内容物の名称を記載した袋に挿入すること。

第3 作成上の注意

1 一般的事項

- (1) 書類に記載する長さ、高さ、面積、体積、重量等の表示は、メートル法で行うこと。
- (2) 図面には方角を、さらに実測図面にあつては縮尺を必ず表示すること。

2 個別的事項

(1) 採取計画認可申請書

ア 「岩石採取場の区域」について

採取場の主たる地番及び筆数並びに認可申請にかかる土地の総面積等を次の例に従って記載すること。

(例) 千葉市〇〇区〇〇町〇〇字××番ほか××筆

採取場面積 ××㎡（実測・公簿の別）

掘削面積 ××㎡（実測）

明細は別添使用土地目録のとおり

イ 「採取をする岩石の種類及び数量」について

採石法（昭和25年法律第29号。以下「法」という。）第2条に規定されている岩石名を記載し、それを製品化した場合に生ずるそれぞれのものについても、その数量を記載すること。

(例) 掘削総量	20,000 t	製品品目	
内 訳		切 石	6,000 t
砂 岩	10,000 t	間知石及び割石	5,000 t
玄武岩	5,000 t	割くり石	4,000 t
けつ岩	3,000 t	砕 石	3,000 t
その他	2,000 t	その他	2,000 t

ウ 「採取期間」について

認可は、原則として3年以内の期間とする。

(例) 年 月 日から 年 月 日まで
エ 「岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項」について採掘方法と各製品部門ごとに従った岩石採取の方法等説明書(様式第5号)を作成し添付すること。

(例) 別添岩石採取の方法等説明書のとおり
オ 「岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項」について
採取活動に伴って予見される災害の防止措置について、災害防止方法等説明書(様式第6号)を作成し添付すること。

(例) 別添災害防止方法等説明書のとおり
カ 「岩石の賦存の状況」について
地質、走向及び傾斜等から判断される岩石の存在の状況を説明した書面及び図面を添付すること。

(例) 別添岩石賦存状況説明書のとおり
キ 「採取する岩石の用途」について
イに記載した製品品目の主要用途を次のように記載すること。

(例) 砕石・・・・・・コンクリート用、道路舗装用等
割くり石・・・・護岸用等
ク 「廃土又は廃石のたい積の方法」について
たい積の方法のほかたい積場の設置場所、傾斜面のこう配等について記載するとともに、災害防止施設等を説明する書面及び図面を添付すること。

(2) 目次

提出書類を一覧できるように作成すること。

(3) 業者登録通知書の写し

経済産業局長又は都道府県知事が発行した当初の業者登録通知書及び登録事項の変更があったものについては、直近の当該変更登録通知書を複写したものとする。

(4) 誓約書及び保証書

誓約書(様式第1号)及び保証書(様式第1号の2)を作成すること。

なお、この場合取扱いの態様は次のとおりとする。

ア 法人化組合の組合員が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び当該組合の長の保証書を添付すること。

イ 法人化されない団体の会員が採取行為をする場合は、申請者の誓約書、当該団体の長の保証書及び当該団体所属の2業者の保証書を添付する。

ウ 砂利(土石)採取業者の組合に加入できない大企業(資本の額又は出資の総額が3億円を越え、かつ常時使用する従業員の数が300人を越える会社)が採取行為をする場合は、申請者の誓約書及び同業2社の保証書を添付する。

(5) 隣接地同意書の写し

掘削区域に隣接する土地の所有者(その土地について、用益物件契約又は賃貸借(使用貸借)契約が設定されている場合は、その契約に基づく借地権者を含む。)の隣接地同意書(様式第2号)の写しを添付すること。

なお、掘削区域に隣接しない土地についても、影響を受ける土地については同意書又は承諾書の写しを添付すること。

また、隣接地同意書は所定の書式（様式第2号）によるもののほか、賃貸借契約書、林地開発許可申請用の開発行為同意書等により代えることもできるものとする。ただし、掘削区域の外縁から採取場区域の境界まで30メートル以上の距離を有する部分に面し、かつ掘削による影響が及ばない隣接地については、当該隣接地同意書の添付を省略できるものとする。

(6) 使用土地目録

採取場の敷地として使用する土地のすべてについて、使用土地目録（様式第3号）を作成すること。

なお、所有権者が複数の場合は、共有者の全員の氏名及び持分明細の一覧表を作成すること。

(7) 土地の登記事項証明書

採取場の敷地のうち、掘削区域及び申請者所有の土地の全てのものとする。

(8) 土地等の使用収益に関する契約書の写し

土地建物の使用並びに岩石等の採取（以下「土地等の使用収益」という。）に関して契約が締結されている場合は、その契約書を複写したものとする。

なお、土地所有者が死亡している場合は、原則として相続権者全ての同意書を添付することとし、やむを得ない事情により当該同意書が添付できない場合は、契約当事者が当該土地を管理していることを疎明できる書面及び可能な範囲の同意書並びに民事上の紛争は自主的に解決する旨の誓約書を添付するものとする。

また、共有地においては、原則として共有地権者全員の同意書を添付することとし、死亡（未相続）、不在地主等により全員の同意を得ることが困難な場合は、当該土地の管理組合等の岩石採取にかかる総会議事録及び民事上の紛争は自主的に解決する旨の採取業者及び管理組合等の代表者連名による誓約書を添付するものとする。

(9) 土地等の使用収益に関する行政庁の許認可書、届出書の写し

当該土地等の使用収益に関する行政庁が発行した許認可の通知書、又は行政庁へ提出した届出書を複写したものとする。

ただし、農地法（昭和27年法律第229号）（農地転用許可）、森林法（昭和26年法律第249号）（林地開発許可）、優良農地林地保全特別措置要綱（事前協議）、国土交通省所管公共用財産管理規則（使用許可、生産物採取許可等）による許可等については、所管庁の受付印のある申請書の複写したものとするができる。

(10) 岩石採取監督計画書

規則第8条の15第2項第6号に規定する事項について、岩石採取監督計画書（様式第4号）を作成すること。

なお、製造部門等で下請契約を結んでいる者は、契約書の複写を添付すること。契約書のみでは、担当部門並びに人的構成が不明な場合は、他に説明する書面を添付すること。

(11) 岩石採取の方法等説明書

表土の除去から製品積込まで、岩石採取の方法等説明書（様式第5号）を作成する

こと。

なお、この仕様書には、できるだけ説明する書面及び図面を添付すること。

(12) 災害防止方法等説明書

採取活動に伴って予見される災害の防止措置について、災害防止方法等説明書（様式第6号）を作成すること。

なお、この説明書には、防災のためにとった措置（例えば、廃土又は廃石等のたい積物の流出防止のための仮囲い、築堤又は汚濁水処理施設の設置等）を説明する書面及び図面を添付すること。

(13) 製品搬出方法等説明書

製品の搬出手段、能力等について、製品搬出方法等説明書（様式第7号）を作成すること。

(14) 災害防止管理系統図

採取場の災害防止体制について、管理及び責任を示した系統図を作成すること。

(15) 位置図

採取場の位置を縮尺5万分の1に朱書すること。

（注）位置図と見取図Ⅰ相方の内容が把握できる場合は併用できるものとする。

(16) 公図

採取場の敷地として使用する土地及び隣接する土地のすべてについてのものとし、それに地目及び所有者名並びに採取場区域及び掘削区域を表示すること。

また、公図を作成した年月日及び作成者の氏名を記載すること。

なお、同一の敷地でありながら、大字又は字により公図が分割されている場合は組み合せ一枚のものとして作成すること。

(17) 見取図Ⅰ

採取場周辺の状況を示すものとし、次のものの設置箇所又は所在場所を図中に表示すること。

- ア 建築物（役場・学校・人家等）
- イ 道路（国道、県道、市町村道、その他の道路）
- ウ 河川（認定河川、普通河川、農業用等の水路）
- エ 農地
- オ 山林
- カ 原野
- キ 雑種地

なお、この見取図には、採取場から国道までの搬出経路及び次年度以降に採取する計画がある場合は、採取予定区域をあわせて記載すること。

（注）（15）位置図の注に同じ。

(18) 見取図Ⅱ

採取場内の状況を示すものとし、次のものの設置箇所を図中に表示すること。

- ア 事務所
- イ 採掘区域
- ウ 原石、製品の堆積場

- エ 表土、廃石の捨場
- オ 火薬庫又は取扱所
- カ 危険標識
- キ 破碎設備
- ク 選別設備
- ケ 倉庫
- コ 詰所
- サ 車庫
- シ 工作修理場
- ス 台貫設備
- セ 受電設備
- ソ 試験設備
- タ 汚濁水処理施設
- チ 混合碎石設備
- ツ 防音、防塵設備
- テ よう壁、柵、築堤
- ト 計画地盤面及び高さの表示
- ナ その他

なお、廃止届出に添付する場合は、採取跡地整備後の現況（仕上げ高植栽緑化、残存防災施設等）を反映すること。

（注）見取図Ⅱと実測平面図相方の内容が把握できる場合は併用できるものとする。

(19) 実測平面図

採取場の平面が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1ないし2千分の1）の実測図面（等高線表示のもの）とし、採掘区域及び作成年月日並びに作成者氏名を表示し、3か月を単位とする採掘予定区画を記入の上、掘進方向を明示すること。

なお、この図面の作成に当たっては、採取場とその周辺の地形との関係がわかるように近隣の地表面を多少追加すること。

（注）（18）見取図Ⅱの（注）に同じ。

(20) 実測縦断面図及び（21）実測横断面図

採掘区域が明らかにわかる縮尺（原則として5百分の1ないし2千分の1）の実測図面とし、「計画地盤面」を記入すること。

なお、この図面作成に当たっては、採掘区域の地形の詳細がわかるように工夫して適宜断面をとるものとする。

(22) 求積図

採掘区域について作成すること。

(23) フローシート

表土の除去から製品積込までの各工程順の説明図

(24) 採取量計算書

実測縦断、横断面図に基づき採取量計算書を作成すること。

なお、採取量は申請数量（トン）と一致すること。ただし、掘下り採掘を行う場合は、

採取料計算を計画地盤面までの部分及び掘下り部分に分けて計算を行うこと。

(25) 埋戻土砂確保計画書

掘下り採掘を行おうとする箇所については、災害防止の観点から採掘後、埋戻しを行うものとしているが、このとき埋戻土砂については、埋戻土砂確保計画書(様式第8号)を添付すること。

(26) 埋戻土砂確保証明書

埋戻土砂が、場内廃土石等のみでは不足する場合、自社の他の採取場の土砂、購入土砂又は譲渡土砂により充当することとなるが、その場合については、自社、購入元又は譲渡元の埋戻土砂確保証明書(様式第9号)を添付すること。

(27) 貸借対照表

最近の決算にかかるものを複写したものとする。

(28) 岩石採取における跡地整備に関する資金計画書

採取場区域全域にかかる跡地整備について作成すること。(様式第10号)

なお、採取場区域全域にかかる跡地整備計画図を作成し、各認可期間ごとに整備する区画を記入し、また、整備方法を明記すること。

ア 「採取場面積」欄には、当該期間において採取場に新たに加える面積をかつこ書きで記入すること。

イ 「事業に必要な面積」欄には、事務所、機械装置、沈砂地、調整池、製品置場、表土・廃土石置き場、保全距離の確保に必要な場所、搬出入路、機械器具保管場所などの事業を遂行する上で必要な面積を記入すること。

ウ 「植栽緑化面積」及び「農地復元面積」欄には、当該期間において植栽緑化や農地復元を行う面積を記入すること。

エ 「その他の面積」欄には、採取場内であって既に植栽緑化や農地復元した面積等を記入すること。

オ 「廃止面積」欄には、跡地整備及び緑化等が完了し、当該期間において採取場から除かれる面積を記入すること。

カ 認可期間後との面積は次のとおりとすること。

採取場面積＝掘削面積＋掘削区域以外の面積

掘削区域以外の面積＝事業に必要な面積＋植栽緑化面積＋農地復元面積＋その他の面積

なお、採取場全体を廃止する場合は、次のとおりとすること。

廃止面積＝採取場面積

キ 跡地整備計画図は、認可期間3期分の採取場区域、掘削区域、緑化等を実施し廃止する区域を色分け等により明示すること。

(29) 使用重機類一覧表

採取場で使用する重機類について使用重機類一覧表(様式第11号)を作成すること。

なお、使用する重機類については、騒音防止の観点から、原則として低騒音型を使用することとし、備考欄にその旨を記載すること。

(30) 廃止後の土地利用計画

採取を廃止した際の土地利用計画図(原則として縮尺5百分の1)を作成すること。

土地の用途が明確になるものとし、必要に応じて計画縦横断図を作成すること。

(31) その他特に指示するもの

特殊な事情がある場合に個々に指示する。

(例) 採掘区域に抵当権が設定されている場合は、当該土地を採取計画認可申請書のとおり掘削することに同意する旨の抵当権者の同意書を添付すること。

しかし、やむを得ない事情でこれを添付できない場合は、これによる紛争は自主的に解決する旨の土地所有者の誓約書を添付すること。ただし、掘削者と土地所有者が同一の場合は、後段誓約書のみとする。

なお、根抵当権が設定されている場合も同様とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。